

横浜市立富士見台小学校いじめ防止基本方針

平成26年2月26日策定

平成29年5月1日改定

平成30年2月15日改定

平成31年3月8日改定

令和2年3月22日改定

令和3年3月23日改定

令和4年3月22日改定

令和5年3月28日改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

いじめは、本校の教育目標である「互いにひびき合う学校」を実現するため健やかな成長への阻害要因となるだけではなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要があります。そこで、本校では、いじめほどの集団にもどの学校にも起こる可能性があるもっとも身近で深刻な人権侵害であることを念頭に置き、(1)いじめの未然防止(2)早期発見・早期対応(3)適切な対処・措置の3つの視点から具体的な取組を推進していきます。

①学校の歴史に培われた学校風土、地域との連携、関係機関との連携を大切にします。自己有用感の醸成を大切にした学級運営を行います。また、学校生活全体を通して適切な人間関係の確立を目指します。さらに、中学校と連携をとり、児童会組織等を活用し主体的に「いじめをしない、させない、許さない」子ども社会の実現に努めます。

②校長のリーダーシップのもと、児童支援専任を中心として、いじめをさせない、見逃さない、許さない体制を組織的に作ります。全職員でいじめ防止や人権意識を高め、児童理解に基づく教育支援体制を確立します。

③さまざまな機会を活用し、児童、保護者とのよりよい信頼づくりと保護者とのコミュニケーションの活性化、連携した対応に努めます。関係機関との定期的な連絡を含め、情報交換や支援要請を積極的に行います。

(3) 学校いじめ防止基本方針の目的

国の「いじめ防止等のための基本的な方針」「横浜市いじめ防止基本方針」を参酌し、本校と地域の実態に応じたいじめ防止等のための対策の基本的な方針を定めることにより、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とします。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

○「いじめ防止対策委員会」の構成員は、校長・副校長・教務主任・児童支援専任・児童指導委員長・人権推進委員長・特別支援委員長・養護教諭等の複数の教職員によって構成します。必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求めます。

(2) 委員会の運営

○「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的に開催します。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催します。

○校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。

(3) 委員会の活動内容

○未然防止

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりをします。

・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知します。

○早期発見・事案処理

・いじめの相談・通報窓口の設置をします。

- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有をします。
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をします。
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施します。
- 取組の検証
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正をします。
 - ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施をします。
 - ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）をします。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- 児童の主体的な取組への支援を行います。
- 教科・領域の中で豊かな心を育成するために授業改善に努めます。
- 行事や学校生活全体を通してコミュニケーション能力、自己有用感を育てます。
- 人権月間の取組や道徳の学習を通して自分を振り返る力を高めます。
- 児童自らが「いじめをしない、させない、許さない」という意識を高め、児童会活動の中で主体的に話し合う支援をすすめ、学校としてさまざまな機会をとらえて児童の心と社会性を育てます。
- 教職員の児童理解研修や人権研修を行い、教師力を高めます。

(2) いじめの早期発見

- いじめの定義理解を含む教職員の研修を行います。
- いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）をします。
- 児童支援専任を核として、各担任、担当教諭がいじめに対する感度を高め、日常的に点検し、児童生徒の見守りや信頼関係づくりに努めます。
- 定期的な生活アンケート、YP アセスメント、いじめ解決一斉キャンペーンの実施をします。
- 定期的な教育相談の実施と共に、学校カウンセラー等との教育相談を充実させます。
- インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進をします。
- 保護者、地域、関係機関との連携をします。

(3) いじめに対する措置

- 日常的に得られた情報を未然防止に生かし、いじめを発見・認知した場合は、児童支援専任を核として複数の職員で対応します。児童指導が難しいと予想される場合、また、加害・被害の状況上、配慮が必要となる場合は、いじめ防止対策委員会が核となり、速やかに組織的に対応します。（いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録）
- 全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、被害児童および保護者への支援、加害児童および保護者への指導・支援は適切・継続的に行います。
- いじめの認知時に重大な状況、または犯罪行為にあたりと予想される場合やそれらが認められる場合は、警察や関連機関への相談支援要請等を行います。

(4) いじめの解消

- 《いじめ解消の要件》
 - 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。
 - ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。
 - ※心身の苦痛を感じていないかどうかを本人・保護者に面談等で確認します。

(5) 教職員等への研修

- 児童理解研修やいじめ防止・対応に向けた研修等、計画的に校内研修を実施します。また、教育委員会が主催する児童理解および児童指導関係の研修にも積極的に参加します。

(6) 学校運営協議会等の活用

- いじめ防止の取組の概要は、個人情報等を配慮したうえで、「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える

課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組みます。

(7) 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ、 いじめの定義・児童理解研修	入学式、保護者説明会（学年懇談会）、集会等で基本方針説明
5月	YPアセスメント実施① 地域療育のコンサルテーション いじめ早期発見のための記名式アンケート	保護者面談、学校運営協議会で基本方針説明
6月	生活アンケート実施	
7月	横浜子ども会議①（中学校ブロックでの話し合い）	学・家・地連、学校運営協議会
8月	校内人権研修 横浜子ども会議②（西区での話し合い）	
9月	教育相談	
10月	生活アンケート実施	ボイス・オブ・富士見台／岩井町原
11月		
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組、「いじめ解決一斉キャンペーン」無記名式アンケートの実施 YPアセスメント実施②	保護者面談、学校運営協議会
1月	教育相談 専任教諭校内いじめ防止研修 YPアセスメント実施②	
2月		学校運営協議会
3月	年間振り返り、新年度への引き継ぎ	
通年	いじめ防止対策委員会（月1回以上・随時） 行事等必要に応じて教育相談実施	懇談会・説明会・学校HP等で周知

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

○いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項2号）とされています。

(2) 発生の報告

○学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は直ちに教育委員会に報告します。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

○いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行います。（PDCA サイクル）

○必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じます。

参考資料

(1) 「横浜市いじめ防止基本方針」（平成29年10月改定）

(2) 「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成29年3月14日改定）